

- トピックス
- I. ベトナム投資法及び企業法の改正 第3回(最終回)
  - II. 中東4カ国の代理店規制の特色について

コラム シンガポール新会社法(連載第1回)

2015年  
5月号

## I. ベトナム投資法及び企業法の改正 第3回(最終回)

執筆者: 武藤司郎、福沢美穂子、Truong Huu Ngu

### 1. はじめに

本ニュースレターでは、先号に続き、投資法及び企業法の改正の中で、特に外国投資家の関心が高いと思われる M&A やコーポレートガバナンスに関する改正項目を紹介します。

### 2. M&A 手続の簡素化

現行投資法<sup>1</sup>のもとでは、外国投資家がベトナム国内企業の株式/持分の取得を行う場合は原則として投資証明書(Investment Certificate)の発給又は変更が必要とされているため、取引完了までの手続に時間と手間がかかるほか、当該手続の実務上の対応は管轄当局や申請時期によっても異なる場合があることから、これらの手続上の障害が多くの外国投資家の悩みの種とされてきました。

新投資法<sup>2</sup>によれば、外国投資家が既存のベトナム国内企業の株式/持分を取得する場合、(i)対象会社の事業が外国投資家にとって条件付投資分野であるか、又は、(ii)外国投資家が直接・間接に対象会社の定款資本の51%以上を取得することとなる場合に、当該対象会社を管轄する地方当局である計画投資局への登録が必要とされるのみとされました。

法令上、計画投資局は、上記の登録申請の内容が要件を満たした場合には、申請受理から15日以内に登録完了の通知を行うものとされており、株式/持分取得者及び対象会社は、当該登録を経れば(又は、上記(i)(ii)に該当しない場合は登録を経るこ

<sup>1</sup> Law on Investment (Law No.59-2005-QH11)

<sup>2</sup> Law on Investment (Law No.67-2014-QH13)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

となく)、各法令に基づく出資者変更手続を行えるとされています<sup>3</sup>。

これにより、現行投資法では必要とされている投資証明書の発給又は変更手続が不要となるため、外国投資家にとってより迅速かつ簡易な手続でベトナム企業への投資を行うことができるものと期待されています。

### 3. 株式会社の機関設計の柔軟化と累積投票の排除

「株式会社」は、外国投資家がしばしば投資の対象とする、ベトナムにおける会社形態の一つです。新企業法<sup>4</sup>では、株式会社の機関設計の選択肢を増やし、証券法に別途の定めがない限り、現行企業法<sup>5</sup>で認められている下記①に加えて、下記②の機関設計を選択できるようになりました<sup>6</sup>。

- ① 株主総会、取締役会、監査役会及び社長(但し、株主数が 11 人未満であり、各株主が会社の株式総数の 50%未満を保有する組織である場合は監査役会の設置は不要);
- ② 株主総会、取締役会及び社長(但し、取締役会メンバーの人数の少なくとも 20%は、当該会社又は子会社に現在又は過去 3 年以内に在籍したことがないなど一定の要件を満たした者である必要があり、かつ、取締役会の下に内部の監査委員会を設置されている必要がある)

また、現行企業法では強制適用とされていた取締役及び監査役の選任に関する累積投票も、定款でこれを排除できることとなりました<sup>7</sup>。

### 4. 株式会社における株式譲渡制限

現行企業法では、株式会社の普通株式の譲渡は原則自由であり、例外として、設立時の発起株主が設立後 3 年以内に第三者に株式を譲渡する場合に株主総会の決議が必要であることのみが法令上の譲渡制限として規定されていました<sup>8</sup>。そのため、ベトナム側当事者との合弁契約の交渉の場において、日本側当事者が株式譲渡制限を主張すると、ベトナム側当事者から法令に違反するとして拒否されることも多く、あるいは、裁判所において当該株式譲渡制限の規定が無効であるとの判断がなされる可能性があることが指摘されてきました。

新企業法では、株式会社の定款で株式譲渡制限を規定できることが明記されたため、上記のような、ベトナム側当事者との合弁契約において、より円滑な交渉を行うことが期待できるものと思われます(但し、当該譲渡制限が有効となるためには株券への記載を要します)<sup>9</sup>。

### 5. 企業情報の透明化

新企業法では、ベトナムで企業登録証明書(enterprise registration certificate)の発給を受けた企業は、企業登録証明書の記載内容に加えて、事業目的、(株式会社の場合は)発起株主及び外国籍株主のリスト、会社印の印影サンプル等の情報を、誰もがオンラインでアクセス可能な国家企業登録情報ポータルに公開することが義務づけられました<sup>10</sup>。また企業は、社長、監査役及び(株

<sup>3</sup> 新投資法 26.3 条。なお、その後の出資者変更手続とは、例えば、有限会社の場合は企業登録書(Enterprise Registration Certificate)の変更、株式会社(上場会社を除く)であって外国籍の出資者が変更する場合は事業登録局への通知(新企業法 29 条、32 条)などを意味します。

<sup>4</sup> Law on Enterprises (Law No.68-2014-QH13)

<sup>5</sup> Law on Enterprises (Law No.60-2005-QH11)

<sup>6</sup> 新企業法 134 条。

<sup>7</sup> 新企業法 144.3 条。

<sup>8</sup> 現行企業法 87.5 条及び 84.5 条。

<sup>9</sup> 新企業法 126.1 条。

<sup>10</sup> 新企業法 33 条及び 44 条。

株式会社の場合は)取締役に変更があった場合には、5日以内に管轄の事業登録局へ通知を行うこととされています<sup>11)</sup>。

更に、株式会社は、ウェブサイトがある場合は当該ウェブサイトで、定款並びに取締役、監査役及び社長の経歴等の情報に加え、株主総会で承認された年次財務レポート等の情報を公開しなければならないとされています<sup>12)</sup>。

これらの法改正により、企業情報の透明化が促進されることが期待されますが、実務上の運用は今後の状況を確認する必要がありますと考えられます。

## 6. おわりに

約10年振りとなる投資法及び企業法の改正により、ベトナムにおける事業環境及び投資環境がより一層改善されることが期待されています。現在、新投資法及び新企業法の施行細則を定めるいくつかの政令の草案が公表されていますが、改正法の施行と同時に、全ての施行細則が整備されるとは限らないため、今後の実務の運用については、当局の対応を含め注視する必要がありますと考えられます。



むとう しろう  
武藤 司郎

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士

[s\\_muto@jurists.co.jp](mailto:s_muto@jurists.co.jp)

1994年弁護士登録。2005年ニューヨーク州弁護士登録、2012年ベトナム外国弁護士登録。

1996年～2000年まで国際協力事業団の長期専門家としてベトナム司法省に駐在。2012年～2013年 Asia Pacific International Law Firm(APAC)への出向を経て2013年より当事務所ハノイ事務所駐在。



ふくざわ みほこ  
福沢 美穂子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m\\_fukuzawa@jurists.co.jp](mailto:m_fukuzawa@jurists.co.jp)

2000年弁護士登録。2011年ベトナム外国弁護士登録。2012年1月まで当事務所ホーチミン事務所に駐在し、ホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員を務める。ベトナムを中心とする東南アジアにおける案件に携わる。



チョン フウグー  
Truong Huu Ngu

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー

[truong.huu.ngu@juristsoverseas.com](mailto:truong.huu.ngu@juristsoverseas.com)

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ホーチミン市のロゴス法律事務所など約4年の実務経験を経て、2011年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。

監修：小口光(ハノイ事務所/ホーチミン事務所代表)

<sup>11)</sup> 新企業法 12条。

<sup>12)</sup> 新企業法 171.2条。

## Ⅱ. 中東 4 カ国の代理店規制の特色について

執筆者: 松下由英

一般に、中東では現地の代理店保護のための法規制が厳しいと言われますが、国によってルール及び規制の程度は様々です。今回は、サウジアラビア、カタール及び UAE(フリーゾーンを除く)の代理店規制と、これらの国と異なる枠組みのトルコの 4 カ国を取り上げ、①契約期間中(適用法と登録制度)及び②契約終了時(終了要件と補償)について、それぞれのルールの特徴的な部分を紹介いたします。

### 1. 契約期間中(適用法と登録制度)

	サウジアラビア	カタール	UAE	トルコ
(1) 代理店法と対象事業	①委託代理店、②ディストリビューター、③フランチャイジーを対象とする	原則として①委託代理店のみを対象とする	①委託代理店、②ディストリビューター、③フランチャイジーを対象とする	代理店法は存在せず、商法が適用される。商法は原則として①委託代理店のみを対象とする
(2) 代理店登録制度と登録要件	国籍要件を満たす必要有り	登録制度有り 国籍要件に加えて独占権が必要		(登録制度無し)
(3) 代理店の登録義務	有り	無し	(有り?)	(登録制度無し)
(4) 代理店法の適用範囲	登録の有無にかかわらず代理店法が適用される	登録している代理店のみ代理店法が適用される		登録の有無にかかわらず商法が適用される
(5) 登録による契約期間中の効果	①他の代理店の登録ができない ②他の者の代理店活動について登録代理店が手数料等を請求できる ③登録代理店以外の者による輸入ができない			(登録制度無し)

#### (1) 代理店法と対象事業

サウジアラビア及び UAE においては、①委託代理店(代理店が代理人として活動し、本人が法的な売主になる場合)、②ディストリビューター(代理店が法的な売主となる場合)、及び③フランチャイジーは、その名称にかかわらず、代理店法の対象とされています。

カタールでは、代理店法の適用対象事業は①委託代理店のみとなっていますが、法的な性格が委託代理店に近いと判断されれば、②ディストリビューターや③フランチャイジーにも代理店法の適用があり得ます。トルコには代理店法はありませんが、①委託代理店については商法が適用され、法的な性格が委託代理店に近いと判断されれば、これ以外にも商法の適用があり得る点はカタールと同様です。

#### (2) 代理店登録制度と登録要件

サウジアラビア、カタール及び UAE では、代理店法に基づく登録制度があります。サウジアラビアでは、登録するためには、代理店が国籍要件(同国籍の自然人か同国籍の自然人が持分の 100%を有する法人であること、以下同じ。)を満たす必要があります。カタール及び UAE では、登録代理店は国籍要件を満たし、かつ独占的な代理店でない

ければなりません。

### (3) 代理店の登録義務

サウジアラビアでは、例外なく代理店に登録義務があるのに対し、カタールでは登録義務はなく、当事者が合意によって委託代理店の登録を行うかどうかを決めることができます。

UAE では、少なくとも国籍要件を満たす独占的な代理店には登録義務があるというのが法律の文言に従った素直な解釈ですが、実務上は、政府関連の入札手続の場合を別にして登録義務はない、という解釈に基づいて運用するケースも見られます。この考え方によれば、カタールと同様、代理店を登録するかどうかは当事者の合意の問題になります。



【世界遺産に登録されているアヤソフィア】

### (4) 代理店法の適用範囲

サウジアラビアでは、全ての代理店に登録義務があり、国籍要件を満たす者のみが登録可能です。つまり、代理店として適法に活動できるのは国籍要件を満たす登録代理店に限られる一方、登録の有無にかかわらず代理店法が適用され無登録の代理店は代理店法に違反します。

これに対して、カタール及びUAEは、代理店法の適用範囲を、代理店の登録と関係させていることが特徴として挙げられます。具体的には、登録代理店にのみ代理店法が適用される(同法に基づく保護が与えられる)ため、登録がない代理店(例えば国籍要件を満たさない場合)であっても代理店法に違反しないという整理です<sup>13</sup>。カタール及びUAEでは、無登録の代理店については、代理店法ではなく、商法などが適用されます。

### (5) 登録による契約期間中の効果

サウジアラビア、カタール及びUAEでは、登録代理店が存在する場合には、その登録が抹消されるまで、別の代理店を登録することができません。なお、カタール及びUAEでは、登録がなくても代理店活動ができるため、新たな代理店(無登録代理店)と契約することは可能です。ただ、新たな代理店(無登録代理店)が輸入して販売した商品に関して、登録代理店は、その手数料相当額の支払いを請求することができます。

更に、UAEでは、登録代理店以外の者(新たな代理店及び本人)が輸入しようとした商品は経済省又は登録代理店の同意が無い限り税関で留め置かれるという、代理店側に非常に強い保護が与えられています。

<sup>13</sup> 但し、上記(3)のとおり、UAEにおける登録義務の有無については複数の解釈がある点に留意が必要です。

## 2. 契約終了時(終了要件と補償)

	サウジアラビア	カタール	UAE	トルコ
(1) 登録契約の期間満了	登録代理店契約は終了する		登録代理店契約は原則として継続する(終了のためには重要な正当理由が必要)	委託代理店契約は終了する
(2) 登録契約の契約違反による解除	登録代理店契約の解除は可能		登録代理店契約の解除のためには重要な正当理由が必要	委託代理店契約の解除は可能
(3) 登録契約終了時の補償・賠償	原則不要	一定の場合に必要	原則必要	一定の場合に必要

なお、トルコには代理店法及び登録制度がないため、商法が適用される委託代理店契約を取り上げています。

### (1) 登録契約の期間満了

サウジアラビア及びカタールでは、期間満了によって登録契約は終了します。トルコでも、委託代理店契約は契約期間満了によって終了します。これに対して、UAE では、合意された契約期間が満了したとしても、それだけでは代理店契約を終了できない点が特徴的です。具体的には、登録代理店が契約継続を望む場合、本人は更新を拒めず、契約更新を拒むためには、「重要な正当理由」がなければなりません。重大な正当理由は、当然ながら事案に応じて考慮されますが、例えば、一般的には代理店側の重大な過失・故意による競合製品の取り扱いなどの契約違反、代理店契約の一方的な譲渡が挙げられます。また、契約で規定された最低販売量の未達というのも、「重要な正当理由」に該当する場合がありますと考えられています。

### (2) 登録契約の契約違反による解除

UAE では、契約違反を原因とする契約解除についても、上記の「重大な正当理由」が必要とされています。

### (3) 登録契約終了時の補償・賠償

カタール及びトルコでは、(i)代理店が開拓した顧客によって本人が相当の利益を受けたこと、(ii)具体的な事案に基づき契約終了時に補償を行うことが公正であること、などの要件を満たす場合、代理店は契約終了時に補償請求が可能です。また、UAE では、契約終了により損害が生じた場合にはその賠償が必要となり、代理店は、契約の終了により失った利益部分を損害として賠償を請求することが可能です。

これに対して、サウジアラビアでは、代理店法には補償に関する規定はないものの、補償条項を含む「モデル代理店契約」の登録を求めることによって、代理店の権利を保護していたという経緯があります。ただ、現在では、モデル契約を強制する度合いが緩和されており、例えば補償条項を定めない代理店契約の登録も受け付けられる例が増えています。



まつした よしひで  
松下 由英

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.matsushita@jurists.co.jp](mailto:y.matsushita@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。国内外 M&A、一般企業法務、金融レギュレーション、及び中東を中心とした新興国案件に携わる。2014年9月から Pekin & Pekin 法律事務所(イスタンブール)に外向を経て、現在は東京事務所にて勤務。

## コラム： ～シンガポール新会社法(連載第1回)～

昨今、アジア諸国において会社法の改正が進められていますが、シンガポールでも会社の制度設計の柔軟性とコーポレート・ガバナンスの強化を目的とする会社法の改正が昨年10月に可決され、今年の7月1日から一部施行されることが公表されました。今回の改正は大改正になっており、その内容を把握することはシンガポールに進出しビジネスを行う上で非常に重要となります。他方、シンガポールの会社法は、もともと英国の会社法をベースに起草されており、米国の会社法に近い日本の会社法には見慣れないものも数多くあります。そこで、改正事項を含めシンガポールの会社法の全体像の解説を連載で行います。

シンガポールの改正会社法の施行は二回に分けて実施されることになりました。200項目を超える改正事項のうち約40%が7月1日から施行され、残りの部分は2016年第1四半期に施行される予定です。改正会社法の施行が二段階に分けられたのは、シンガポールの会社の企業情報等の登録を行う会計・企業規制庁(ACRA)のオンライン登録システム(BizFile)の改良作業に時間を要することによります。従って、原則として、会社法の改正事項のうち、BizFileと直接関係のないものは7月1日から施行となり、BizFileと関連するものは2016年第1四半期中から施行という整理になります。

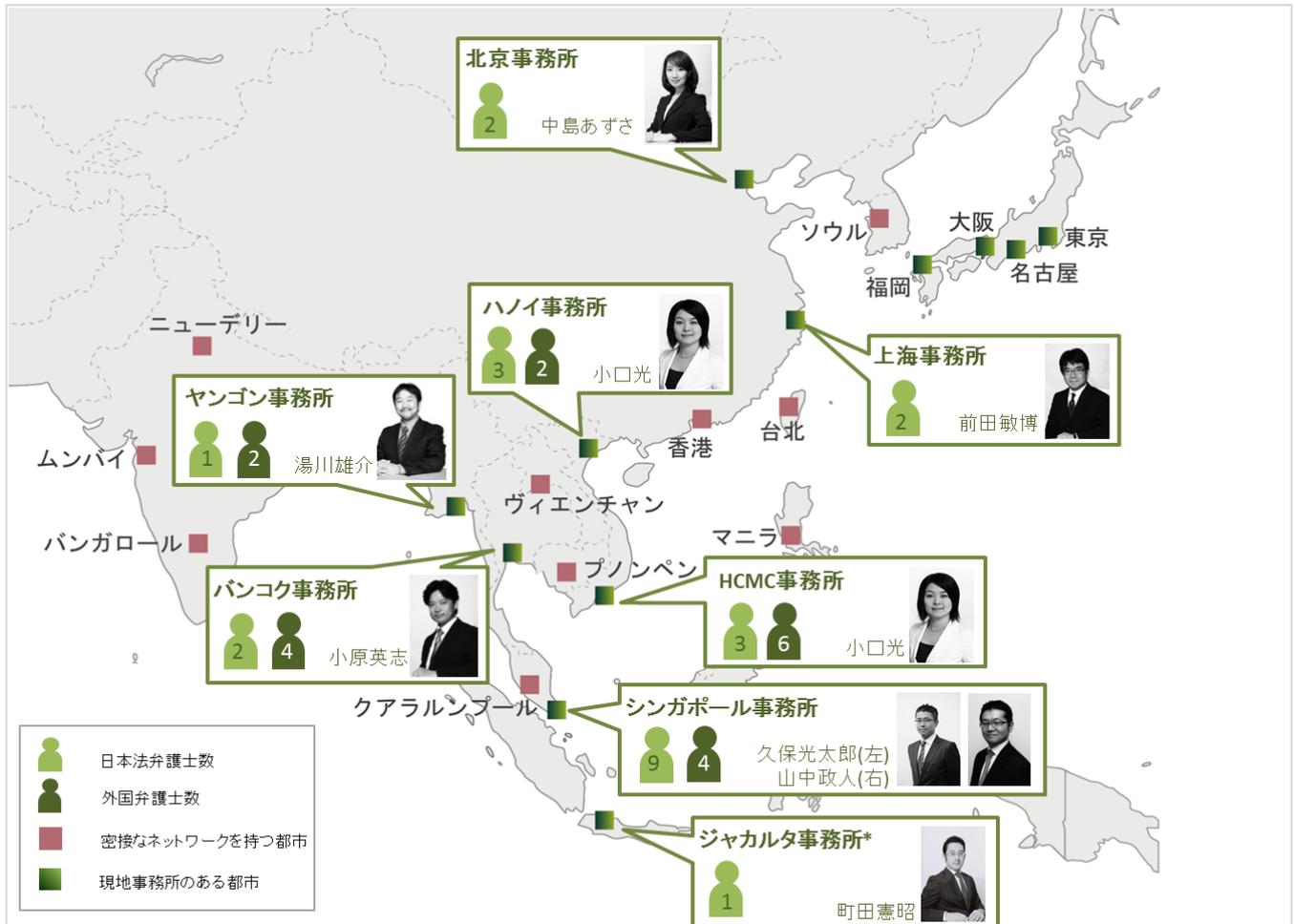
7月1日から施行される改正事項のうち、日系企業にとって特に重要な改正事項は、①会計監査義務が免除される小会社の導入と、②非公開会社の財務支援禁止規制の撤廃になります。前者①の小会社とは、非公開会社のうち、(i)年間売上高が1,000万シンガポールドル以下、(ii)総資産が1,000万シンガポールドル以下、又は(iii)従業員数が50人以下、という3つの要件のうち、2つを充足する会社をいい、小会社に該当すると会計監査義務が免除されます。後②は、会社が自社の株式の譲渡取引等に関し、原則として、財政的な支援をしてはならないという規制がありますが、改正により、非公開会社に関しては、この規制が撤廃されることとなります。その結果、名義書換をするために必要となる印紙税の支払いを対象会社に行わせること、対象会社の資産を担保とする対象会社の株式の買収資金の調達を行うこと等が可能となります。これらの改正により、小規模会社の進出が促進され、また企業買収もより円滑に行われることが期待されています。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所  
佐藤 正孝

## 論文・書籍情報

- ◆ 論文 「富裕層の海外移住と出国時課税制度(いわゆる「出国税」)の創設」  
執筆者: 太田洋 掲載誌: Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- ◆ 書籍 「Next Market を見据えた食品企業のグローバル戦略」  
著者: 鈴木多恵子 出版社: ぎょうせい
- ◆ 書籍 「Q&A 新・韓国家族法(第2版)」  
著者: 金映珉 出版社: 日本加除出版

西村あさひ法律事務所 海外事務所のご案内



**バンコク事務所**  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@juristoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子  
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・  
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム  
アピンヤー・サーンティカセーム

**北京事務所**  
Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info@juristoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

**上海事務所**  
Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@juristoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

**ハノイ事務所**  
Tel +84-4-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@juristoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎  
廣澤太郎  
グエン・ティ・タン・フォン  
ビ・ヴァン・クワン

**ホーチミン事務所**  
Tel +84-8-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@juristoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀  
平松哲、ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック  
チョン・フク・グー、マイ・ティ・ゴック・アン  
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン

**ジャカルタ事務所\*** \*提携事務所  
Tel: +62-21-2933-3617  
E-mail: info\_jakarta@juristoverseas.com

町田憲昭

**シンガポール事務所**  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)  
佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、仮屋真人、煎田勇二、眞築城大介、吉本智郎  
イカング・ダーヤント(インドネシア法弁護士)、シャロン・リム(マレーシア法弁護士)  
ディーパク・シンマー(インド法弁護士)、メリッサ・タン・スー・イン

**ヤンゴン事務所**  
Tel: +95-(0)1-382632  
E-mail: info\_yangon@juristoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン  
スエー・イエ・ミン・ミヤツ

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。